

質問回答書

番号	質問内容
1	業務委託仕様書 7.委託業務の内容 (2)目指すべき姿の定義 「BPR を実施する各市町において、最も効率的かつ行政サービスを向上できる業務フロー案を定義すること。」とあるが、各市町が目指すべき将来像を本業務の中で策定する支援を行う事を想定されていますでしょうか。 また、業務フロー案とありますが、実際の業務フローではなく、将来像として例えば窓口フロントヤード・バックヤードとの流れやそれに対する目指すべき将来像のイメージを具体化する想定でよいでしょうか。 ⇒ ご認識のとおりです。
2	業務委託仕様書 7(2)について 「最も効率的かつ行政サービスを向上できる業務フロー」とは、BPR を実施する各市町村に対して提案・協議する、改善効果を最も見込めると考えられる業務を選定するという工程との認識でしょうか？ ⇒ その認識で差し支えありません。なお、対象業務は業務委託仕様書 7.(3)に記載のとおりです。
3	プロポーザル実施要綱 6. 企画提案書等の提出 (1)の提出書類において、「企画提案書」と「見積書」は別に提出するように見受けられましたが、一方、企画提案書作成要領(様式 4)の中にも見積額を含めること、とありました。 見積書は別紙とし、企画提案書の中に含めない(20 ページのカウントに含めない)という理解でよろしいでしょうか。 ⇒ 見積書とは別に、企画提案書内にも見積額を記載ください。20ページに含みます。
4	業務委託仕様書 7. 委託業務の内容 (6)改善計画の実行支援 「仕様書案は県及び県内市町が共同調達等で利用可能なモデル仕様書(共通仕様書)とすること。」について、 こちらはデジタル庁がデジタル地方創生カタログで示している、モデル仕様書という理解でよろしいでしょうか。 ⇒ 参考としていただいて構いません。

5	業務委託仕様書 7. 委託業務の内容 (8)県内市町への提供資料(ハンドブック)の作成と共有 「作成した資料を元に、支援対象市町における取り組みを県内市町にて共有するための発表会等、情報共有・意見交換の機会を設けること。」について、市町共有会の役割分担として、発表は4市町の皆様が実施し、委託先は、情報共有・意見交換会の開催、および会の運営(司会等)という理解でよろしいでしょうか。 ⇒ 4市町とともに発表いただく想定です。
6	業務委託仕様書内7. 委託業務の内容(2)目指すべき姿の定義におけるフローと(4)業務改善策の検討・提案におけるフローについて、想定される違い(粒度や位置づけなど)がもしあればご教示ください。 ⇒ 業務委託仕様書 7(2)及び(4)のとおりです。
7	業務委託仕様書内7. 委託業務の内容(4)業務改善策の検討・提案において、職員の皆様が自立的に BPR の検討が行えるような計画・ドキュメント類の提供を想定していますが、BPR を自走される際には PT(プロジェクトチーム)が主体となって推進されることを想定されておりますでしょうか。もしくは、部署単位での推進を想定されておりますでしょうか。 ⇒ 対象市町の判断となります。
8	業務委託仕様書内仕様書7. 委託業務の内容(8)県内市町への提供資料(ハンドブック)の作成と共有において、記載の市町への情報共有・意見交換会の会場は、県所有の会議室などで実施することは可能でしょうか。県所有が難しい場合、会場費用は事業者負担となりますでしょうか。 ⇒ 県・市町の会議室もしくはオンライン開催を想定しています。なお、委託先事業者が県・市町の会議室以外を希望する場合、会場使用料等は委託事業者負担です。
9	提出書類の一つである見積書について、企画提案書内にページを用意して見積額を明示しつつ、重ねて、別途で見積書を提出するという理解でよろしいでしょうか。 ⇒ ご認識のとおりです。